

## 平成26年度 電子署名法研究会 開催要綱（案）

### 1 目的

平成25年度に実施した「電子署名法研究会」においては、指定調査機関の行う調査の基準となる認定基準本体（以下「認定基準」という。）について総合的な観点から検討を行い、改正の必要性等について議論した。

認定基準は電子署名法制定時から基本的には修正されておらず、この検討は認定基準全体について行う必要があるところであるが、昨年度は時間の制約から検討の途中で終了した。

今年度の研究会では、引き続き総合的な観点から検討を行うべく認定基準に着目し、認定認証事業者にとって過度な負担を要求するものとなっていないか、電子署名法制定時には想定し得なかったが現在は必要とされる基準はないかなど、現代の時代の流れに沿った過不足のない適切な基準となっているかについて、施行規則、指針及び適合例の改正も視野に入れ、調査を行うこととする。

### 2 名称

「平成26年度電子署名法研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3 検討事項

- (1) 認定基準の見直しについて
- (2) その他

### 4 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長1名を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により定める。
- (4) 座長及び構成員の任期は、平成27年3月末までとする。

### 5 開催日程

- 第1回 平成26年10月3日（金）午前10時～12時  
第2回 平成26年11月17日（月）午後13時半～15時半  
第3回 平成26年12月19日（金）午前10時～12時  
第4回 平成27年1月16日（金）午前10時～12時  
第5回 平成27年2月16日（月）午後13時半～15時半

### 6 庶務

経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室が庶務事務を担当する。